

令和元年度 第1回忠岡町総合教育会議 会議録

令和2年1月27日(月) 午前10時半

忠岡町役場 3階 研修室3

事務局 ただいまより、令和元年度第1回忠岡町総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは最初に町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

町長 令和元年度の総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、ご多忙な中、委員の皆様方におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。また、平素から本町の教育行政に多大なご尽力をいただき、感謝申し上げます。  
本町では引き続き厳しい財政状況ではありますが、産業の発展はもとより、教育・子育て支援、福祉の充実したまちづくりを推進し、『文教住宅都市』『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向けて、各施策を積極的に進めて参りますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。  
本日は、「児童館及びふれあいホールを一体とした指定管理者制度の導入について」及び「都市再生整備計画について」報告させていただき、ご意見を賜りたいと思ひます。  
教育委員会と町長部局がしっかりと連携・協議して、子どもたち、町民にとって何が大切なのかを委員各位と課題を共有し実りのある会議となればと思っております。どうぞ皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、会議の進行につきましては、本会議の設置要綱第4条第1項の規定に基づき、総合教育会議の招集者であります和田町長に議長を務めていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、案件に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、案件(1)「児童館及びふれあいホールを一体とした指定管理者制度の導入について」を議題といたします。事務局から説明をお願ひいたします。

事務局

それでは、児童館及びふれあいホールを一体とした指定管理者制度の導入の検討についてご説明させていただきます。

近年、子どもたちを取巻く環境もめまぐるしく変わってきており、よりニーズに対応した事業を行うため、児童館においては民間ノウハウを生かした遊びや学びを子ども達に提供していきたいと考えております。また、ふれあいホールにおいては、事業としてはホールの貸出のみとなっており、町民が文化に触れ合うイベントなどの開催までは出来ていないことから、指定管理とすることで民間ノウハウを生かしたイベント開催の機会を創出したいと考えており、この度、指定管理者制度の導入を検討していくことといたしました。

それでは、生涯学習課資料1をご覧ください。

児童館を利用できるのは、小学生以下の子ども及びその保護者となっております。

児童館の現在の管理運営の状況でございますが、開館時間は午前9時から午後5時、休館日は月曜日・火曜日・祝日としております。施設概要については、遊具を置いて子ども達の遊び場としておりますのびのび広場、10台のタブレットを備えたパソコンルーム、図書室兼用の自習室、工作室、音楽室がございます。

業務の内容でございますが、毎週、木曜日・金曜日の下校後に小学生を対象にキッズクラブと呼んでおります放課後こども教室を実施しております。この教室は人気がありまして、定員は50名ですが、毎年定員を超える申込があり、抽選で決めているという状況となっております。

事業の内容ですが、下校後、子ども達の居場所作りとして、異年齢の子どもたちを一つの集団にまとめ、ボランティアの方の協力を得ながら遊びや工作、また食育活動として農作業など様々な体験や交流活動を行っており、子ども達に豊かな人間性と創造性を育む教育を行うというものです。次に、児童教室は、1年を通した教室でありまして、書道や絵画、合唱、ダンス、フラダンス、ピアノ教室を教材費以外は、無償で開催しております。また、図書室の児童書についても貸し出しを行っております。次に、親サロンにつきましては、毎月1回中学生以下の子どもを持つ保護者を集め、テーマを決め心理カウンセラーの講師を中心に子育ての悩みなどについて一緒に考えるというものです。毎回、4、5名程度の保護者が参加されておられます。

次に、ふれあいホールでございますが、開館時間は午前9時から午後9時、休館日は児童館と同じく月曜日・火曜日・祝日としており

ます。施設の客席は移動客席 160 席とフロアに 40 席で最大 200 名収容できるホールとなっております。業務内容については、町のイベント使用や一般の方に有料でホールを貸し出しております。また、ふれあいホールにつきましては、指定避難所にもなっております。

次に両施設の利用状況についてご説明させていただきます。

資料 2 をご覧下さい。ふれあいホールの使用件数でございますが、平成 25 年の 123 件をピークに減少しており、有料の一般使用も 20 件未満という状況となっております。

次に、資料 3 をご覧下さい。児童館の利用者数の状況でございますが、少子化の影響もあり、のびのび広場や自習室については減少傾向となっております。キッズクラブ、児童教室については横ばい傾向となっております。今後、指定管理者制度の導入を検討してまいります。児童館で実施しておりますキッズクラブについては、引き続き実施してまいりたいと考えており、移行後は指定管理者に委託したいと考えております。また、親サロンについては、場所は児童館になろうかとは思いますが、子育て支援の一環として町の方で引き続き実施してまいりたいと考えております。児童教室については、指定管理者の方で考えていただきますが、現在は教材費の負担のみで受講料は無料としておりますが、移行後は一定の受講料の負担をしていただくことになろうかとは思いますが、両施設を指定管理とした場合の効果でございますが、開館日の増や利用者ニーズに応じたイベント等の開催が見込めるものと考えております。また、経費についても一定の削減を見込んでいるところでございます。今後は、令和 3 年 4 月からの指定管理への移行を目途に業務を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明ありましたが、委員のみなさまからのご質問等がございましたらお願いします。

委員 現在の町運営から、指定管理者にお願いするということですが、今まではできなかったことが、指定管理者になることでできるようになることなどありましたら教えてください。

事務局 キッズクラブは、ボランティアさんをお願いしておりますが、その方々も高齢になってきており、今できていることなどができなくな

っている部分もありますので、民間に委託すれば新しい遊びや学びが生かせるかと思えます。

教育長 現在の休館日が月、火となっておりますが、指定管理者制度を導入していきますと、今後どのような開館状況になりますか。

事務局 子どもの居場所づくりとしては、平日を休館日にするのはよくないと考えています。委託すれば平日は開館してもらう予定で考えておりますが、指定管理者の人員もありますので、月、火のどちらかは開館してもらう方向で考えております。

委員 業者はどのように考えていますか。

事務局 スポーツセンターの指定管理の検討をする際に、民間企業を集めたマーケットサウンディングの時に、ふれあいホールや児童館についても、何社かは興味を持ってきていますので、今後プロポーザルでと考えております。

議長 他にございませんか。  
他に質問、ご意見がないようですので、案件（２）「都市再生整備計画について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局 都市再生整備計画について、説明いたします。  
カラー刷りのA4横の資料をご覧ください。左上に、都市機能立地支援事業と都市再構築戦略事業とありますが、今回、本町が行う予定の事業は都市再構築戦略事業というもので、若干字が小さくて読みづらくて申し訳ないんですが、地方都市等においては、人口密度の低下により都市の生活を支える機能（医療・社会福祉・教育文化・子育て支援の4つの機能）の維持が困難となる恐れがある、ことから、当該機能の適正立地を図る必要があります。このため、まちの活力の維持・増進や持続可能な集約型都市構造への再構築に資する、まちの拠点となるエリアにおいて、次の段落まで、飛びますが、市町村が自ら事業を実施する場合は都市再構築戦略事業として社会資本整備総合交付金による支援が受けられることとなります。これらの事業の活用にあたっては、先に「立

地適正化計画」という別の計画を定める必要があります。この立地適正化計画というのは、まち全体の計画となることから、本町では建設課が主導となって現在作成中であります。一番下の、対象となる区域、という部分の図をご覧ください。丁度真ん中に駅があると思いますが、緑の字で中心拠点誘導施設と書かれているとおり、駅から半径1キロメートル以内に施設を整備することが条件となります。本町の場合忠岡駅から半径1キロメートルと言いますと、丁度野田線まで入ることになりますので、東の幼稚園・保育所ともに半径1キロ圏内であることから、今回の東のこども園化をこの中心拠点誘導施設に当てはめることにより、先ほど申し上げた社会資本整備総合交付金という交付金が頂けるという理屈になります。

次に、右側の部分の下のほう、都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）という項目をご覧ください。先ほども申し上げましたが、立地適正化計画という計画を作成したうえで、生活に必要な都市機能を整備することにより、都市構造の再構築を図ることを目的とした事業であり、都市再生整備計画には以下のような考え方を記載することが必要となってきます。その下の、主な特徴をご覧ください。そこにあるように、適正な都市機能整備を通じてまちづくりを推進する市町村に対し、交付率をかさ上げして支援（交付率40%を50%にかさ上げしてくれる、ということで、先ほどから申し上げている立地適正化計画と都市再生整備計画を作成することにより、最大50%の交付金による支援が受けられるということになります。

もともと、公立のこども園には、このような補助金のたぐいは一切なく、全て町の負担で施設を整備しなければならず、財政的に厳しい現状では思い切った整備が難しいと考えていました。しかし、今申し上げた交付金を活用することにより大幅に財政負担が軽減できる、ということから、今回のこども園化にあたり、都市再生整備計画というものを策定しよう、という運びとなりました。それでは2枚目をご覧ください。こちらは、まちづくりのイメージが書いてあります。左上の写真では、近接する公共交通と一体的に施設の整備を図ったり、その下では、複数の敷地を集約することにより、土地の有効利用や、生活に必要な都市機能を整備したりなど、それぞれの市町村が、それぞれの市町村のやり方で整備が出来、それに対して交付金がもらえる、ということになって

おります。下の表の部分に交付対象となる誘導施設ということで、3、教育文化施設のところに、認定こども園という項目があることから、こども園を中心拠点施設と位置付け、こども園を整備することにより、子育て世代（若い世代）を誘導することにより町内の活性化につなげ、それ以外の例えば公園であったり、道路であったりといったものを一緒に整備することでさらなる誘導になる、という感じで計画を作っていくことにより、交付金が頂ける、というストーリーを考えております。今の時点ではこども園以外の整備については、白紙の状態ではありますが、3枚目をご覧ください。交付対象事業一覧ということで、一番上に中心拠点誘導施設ということで、子育て支援施設があります。それ以下に道路、公園、など様々な事業があり、一番下には防災街区整備事業といった、あらゆるまちづくりに関連するものが対象となっていることから、今後、様々な角度から検討を行い、対象事業を決定してまいりたい、と考えております。ただし、この計画は1年限りで終わるものではなく、5年から10年のスパンで検討を行い、都度都度、計画を見直すことは可能であると聞いておりますので、今後、まちづくりの状況次第では、追加修正を行うことで、その時々に応じたまちづくりを推進してまいりたい、と考えております。その始まりの事業としまして、東地区のこども園整備ということで考えております。これからの忠岡の子ども達、保護者、住民皆様にとって、よりよいまちづくりとなるよう、教育委員会として精一杯頑張ってお参りますので、委員みなさまにおかれましても、かわらぬご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。説明は以上です。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。

委員 忠岡幼稚園があったときは校区が分かれており、校区の幼稚園に通う形になっておりましたが、今後はどうなりますか。

事務局 現在も校区分けはございます。線路を挟んで下の地域は、ピープル忠岡チャイルドスクールということになっておりますが、今後は、東がこども園化になった場合は、町内にこども園が3つとなりますので、校区分けについては今後検討してまいります。

- 委員 都市再生整備計画は、いい事業ですね。半径1 kmということで忠岡町がそのまま入る範囲で、有効に使えますね。うまく活用出来たら、「日本一小さい町」がキラリと光りますね。
- 議長 他に質問はございませんか。  
ご意見がないようですので、案件3「その他」について議題とします。委員の皆様からの何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 議長 特にないようでございますので、本日の総合教育会議を閉会いたします。事務局よろしく申し上げます。
- 事務局 ありがとうございます。以上をもちまして、総合教育会議を閉会いたします。